

2次公募

〔公募期間〕令和3年9月1日(水)～令和3年10月7日(木)消印有効

事務所・ビル等の省エネ設備改修・躯体改修に補助金が活用できます！

国土交通省 補助事業名：令和3年度 既存建築物省エネ化推進事業

例えば

空調設備の改修 + 躯体改修 で

最大 **1/3** の補助が
受けられます！！



天井断熱
(グラスウール)



日射調整フィルム
(注) 日射調整フィルムの
補助率は1/6以内

※改修後の建築物の省エネルギー性能を
表示 (BELS評価) することが必須

採択事例

某社会福祉法人様

- ◆省エネ改修内容
空調・照明設備改修、天井断熱、遮熱フィルム工事
- ◆物件用途：介護老人保健施設（地上4F,4,000m²）
- ◆省エネ改修内容
<空調設備改修の内容>
ご採用空調設備：ヒルマル+パッケージエアコン 640kW
既存空調設備：吸収式+パッケージエアコン 560kW
<照明設備改修の内容>
既存照明設備528台をLEDへ改修
<躯体改修工事の内容>
天井断熱材 + 遮熱フィルム により空調負荷を軽減
- ◆建物全体の省エネ率 22.0% (空調・照明：18.0% 躯体：4.0%)
- ◆躯体（外皮）の改修面積割合 37%



◆事業費

事業費総額	約9,000万円
補助金 (1/3補助)	↓
実質ご負担額	約6,000万円

〈参考〉過去の採択事例

- 過去の採択物件
- ・ホテル
 - ・病院
 - ・ゴルフ場
 - ・老健施設
 - ・飲食店 等

■ 昨年度公募からの主な変更点 ※昨年度から申請方法や要件に変更はありません。

照明器具のうち、プラグで接続する照明器具が追加で対象外になりました。

必要書類の捺印書類が省略可能になりました。

■ 採択のポイント

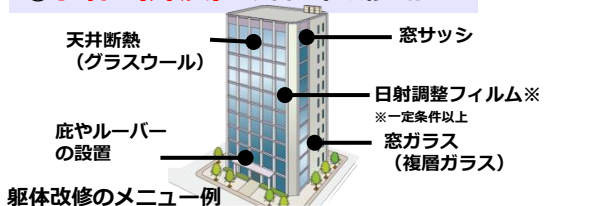
- ◎ 躯体(外皮)改修の割合が高いもの
- ◎ より早く省エネ効果が発現されるもの
- ◎ 設備改修において複数種類やエネルギー消費割合の高い設備を対象とし改修効果が高いもの
- ◎ 省エネ改修として総合的に効果が大きいもの
- ◎ 普及効果の観点から特に公共性の高い建物等に係るプロジェクト
- ◎ 環境モデル都市、環境未来都市、SDGs未来都市に立地するプロジェクト
- ◎ スマートシティモデル事業や「エコスクール・プラス」として環境を考慮した学校施設の提案

1 対象物件 既築物件（非住宅）で省エネ改修を行う物件

※工場・実験施設・倉庫等は対象外です。ただし、工場敷地内の事務所棟は対象です。
※公的な資金の使途として社会通念上、不適切と判断される施設（パチンコ店や麻雀店などが該当）は対象外です。
※民間建築物の他、地方公共団体（自治体）や独立行政法人、公益法人等の建物でも対象です。

2 対象要件 下記①～⑨の要件を全て満たすこと

①躯体（外皮）の省エネ改修を行うこと



躯体改修のメニュー例

⑤エネルギー使用量の計測※、継続的なエネルギー管理、省エネ活動に取り組むこと、2年間の報告を行うこと

※原則、計測器の設置は不要（電気料金請求書等の明細を集計し、月別の傾向や対前年との比較等でも可）

⑥省エネ改修事業費（+バリアフリー改修費）が500万円以上であること

1物件で500万円以上

複数物件まとめて500万円以上

⑦採択年度中に着手し事業を完了すること

（注意）契約の締結は採択日以降

⑧改修後に耐震性を有すること

例1）表示登記がなされた日付が昭和58年4月1日以降である登記事項証明書
例2）建築確認がなされた日付が昭和56年6月1日以降である建築確認検査済証等

⑨事例集等への情報提供に協力すること



（BELS 評価プレート） （BELS 評価スタット（楕））

②省エネ率が建物全体で20%以上であること
但し、躯体(外皮)の改修面積割合が20%を超える場合は、省エネ率15%以上であること



機器導入・リフォーム

③改修後に一定の省エネ性能基準を満たすこと
→BELS評価で★1つ以上（BEI≤1.1）であること

④改修後の建築物の省エネ性能を表示すること
→BELS評価結果をプレート等を設置して表示

3 補助率 省エネ改修事業費（設備・工事費）+ BELS関連費用※の1/3以内もしくは標準単価方式（注）による補助額

※ BELS認定に必要な設計一次エネルギー消費量、BEI等の計算に要する費用、BELS認定費用（日本ERI等の第三者評価機関の審査費用、申請書作成代行費用）及び評価結果を表示するための費用（プレート代、シール代等）
※日射調整フィルムの補助率は1/6以内、計測器は別途上限あり

4 補助限度額 1事業あたり5,000万円、空調・給湯等の設備費用（工事費除く）の上限額は2,500万円

※バリアフリー改修工事を実施する場合は7,500万円まで

5 補助対象設備工事 空調、換気、給湯、照明、昇降機 の省エネ改修工事

※省エネ改修に加えてバリアフリー改修工事を併せて実施する場合、バリアフリー改修工事も対象〔補助対象外の設備〕

壁掛け式エアコン、壁掛け式熱交換型換気設備、遮熱塗料・遮熱シート、専用形非常灯、非常口/通路誘導灯、プラグで接続する照明器具、ランプ交換など工事を伴わない照明器具の交換、外灯・看板などの屋外設置の照明、太陽光発電設備、蓄電池など

6 注意点 ・応募にあたっては、事前登録（WEB登録）と応募書類の提出が必要

- ・交付申請時に建築士による確認書類が必要
・補助対象となる事業は、原則として採択通知日以降に契約、着手する必要あり
・事業実施後、原則2年間のエネルギー使用量（電気、ガス使用量）の報告が必要

7 スケジュール



8 応募の主な必要書類

Table with columns: 書類名, 提出書類 (1種, 複数種), and checkboxes for required documents like 建築申請書, 建築確認書, etc.

（注）標準単価方式における補助額の算定

補助金の額 = 延床面積¹⁾ × 標準単価²⁾ × 1/3
ただし、総事業費³⁾ × 0.85 × 1/3 以内とする。

- 1) 補助申請する当該建築物の延床面積 (㎡)
2) 下記表に掲げる省エネ効果に応じた標準単価
3) 下記費用の合計
a. 省エネルギー改修工事等の費用
b. エネルギー使用量の計測等に係る費用
c. 省エネルギー性能の表示に係る費用
d. 上記a.~c.以外の省エネルギーに関する工事費用
e. 上記a.~d.に関する設計費

Table showing standard unit prices (標準単価) in Yen per square meter for different energy efficiency levels (省エネ効果).

【応募書類の送付先・問い合わせ先】

〒102-0083
東京都千代田区麹町3-5-1 全共連ビル麹町館1階
既存建築物省エネ化推進事業評価事務局
TEL : 03-3222-8055 FAX : 03-3222-7722
Mail : kaishu@hyoka-jimu.jp
URL : http://hyoka-jimu.jp/kaishu/index.html